

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	22	担当課	県民生活課
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	96 1	不利益処 分の種類	総会の議決又は選挙若し くは当選の取消し	
<b>消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)</b>						
<b>(行政庁による取消し)</b>						
<b>第96条</b> 組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。						
2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。						